

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 六 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
林医院	松江市北堀町五七番地四	令和 七年 八月 一日
なかに耳鼻咽喉科医院	出雲市大島町二一番地三	令和 七年 八月 一日
かつべ眼科クリニック	出雲市大津朝倉三丁目五―三 朝倉クリニックモール	令和 七年 八月 一日
医療法人社団摺静会 やまうち内科	大田市長久町長久口二二五番地五	令和 七年 八月 一日
大田シルバークリニック	大田市大田町大田イ四七―五	令和 七年 八月 一日
井廻医院	江津市嘉久志町イ一四九四番地九	令和 七年 八月 十四日
ごうばら耳鼻咽喉科	浜田市黒川町二二三番地一	令和 七年 八月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第二項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

								竹田齒科医院	名 称
								浜田市周布町イ四三四番地一	所 在 地
								令和 七年 八月 一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年六月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]